

令和6年4月

組合員・利用者の皆さまへ

集金業務にかかるとお知らせ

(信用事業・共済事業以外)

- J A 山口県の職員が、組合員・利用者の皆さまのご自宅などで、購買代金等を「現金」でお預かりする際は、所定の「領収書」(下図)を発行いたしますので、必ずお受取りください。

※集金する職員が「渉外担当者」のとき、所定の領収書(下図)ではなく、「受取書」を発行する場合がございます。

- 返品の場合は、「領収書」または「受取書」が必要となりますので、「領収書」または「受取書」は大切に保管してください。

SAMPLE

領 収 書

No

年 月 日

収 入
印 紙

御芳名 _____ 様

金 額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

領 収 内 訳	
現金	
小切手	
手形	

但し

上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象品目
登録番号:T
山口県農業協同組

8%対象(税込・税抜)金額	消費税額等
10%対象(税込・税抜)金額	消費税額等

取扱者印

取扱者印なきもの及び金額訂正は無効です。